

# 札幌市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱

令和7年8月8日  
保健福祉局長決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組をきめ細かく支援することで、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図り、在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的として、予算及び内示額の範囲内で事業費を補助するために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問介護等サービス

訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。

(2) 実施要綱

令和7年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」をいう。

(3) 補助事業者

第5条に掲げる補助対象事業を実施する者をいう。

## (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助対象者は、札幌市内で訪問介護等サービス事業所を運営する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 札幌市暴力団の排除推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

(3) 会社法(平成17年法律第86号9第472条)の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。

(4) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。

(5) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

### (補助金の交付)

第4条 市長は、次条以下の補助条件に該当し、かつ補助することが必要と認められる訪問介護等サービス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

この補助金の交付額は1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助対象事業、補助対象経費及び補助基準額)

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる事業、補助の対象となる経費及び補助基準額は、別表1のとおりとする。なお、補助対象経費は、交付の申請を行う当該年度の4月1日から12月31日までに生じたもの又は生じるものに限る。

2 補助対象経費の申請にあたっては、消費税込みまたは消費税抜きのいずれの金額でも申請可能とする。

次の各号に該当する経費は補助対象経費から除外する。

(1) 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払いの区別が明確でないもの

(2) 国、他自治体又は本市が実施するその他の補助を受けているもの

3 前項で税抜き金額の申請とした補助事業者は、これに係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等は要さないものとする。

### (交付条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付せざることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬ。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

#### **(補助金の交付申請)**

第7条 この要綱により補助金を受けようとする補助事業者は、別に指示する期日までに様式1の申請書および様式2の事業計画書を市長に提出しなければならない。

#### **(交付決定)**

第8条 市長は前条に規定する申請書の提出を受けたときは、内容を精査し、補助の必要を認めるときは補助金の額を決定し、様式3により申請者に通知する。

#### **(変更の申請)**

第9条 この補助金の交付決定後の事業の変更等により申請の内容を変更する場合は、前条に定める手続きに従い、様式4により行うものとする。

2 市長は前項に定める変更申請の提出を受けたときはその内容を審査し、補助内容の変更を承認することが適当であると認める場合は、補助金額を決定し様式5により申請者に通知するものとする。

#### **(事業実績報告)**

第10条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付の対象となった事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は市長が定める日のいずれか早い日までに様式6及び添付資料を市長に提出しなければならない。

#### **(交付額の確定)**

第11条 市長は、前条に定める事業実績報告の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されたと認める場合は、補助金額を確定し、様式7により補助事業者に通知するものとする。

#### **(補助金の交付時期)**

第12条 この要綱による補助金は、前条の規定により確定された金額を通知した後に交付する。

### (補助事業に係る調査等)

第13条 市長は、必要があると認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

### (補助金の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施に関し、法令若しくは本要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

### (委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は高齢保健福祉部長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は 令和7年8月8日から施行する。